

「相続に関する成年後見制度」学習会の開催

令和5年10月27日（金）水戸市役所本庁舎にて、成年後見制度の普及啓発を目的とした「相続に関する成年後見制度」学習会を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所の職員等84名が参加し、成年後見制度の理念や概要、相続や遺言について学びました。

第1部 「相続と遺言 ～法務局の新規施策～」

水戸地方法務局不動産登記部門 落合 邦彦 登記官

被相続人が亡くなったときの法定相続人（相続する権利がある人）、相続分の話から遺留分（相続人に保障される相続分の一定割合のこと）、遺言などについて講演していただきました。その中で「法定相続人及び相続分が民法に定められているが、“法定相続人以外の方へ相続したい”、“この財産を特定の相続人へ相続したい”という場合には意思表示（遺言）を残しておくべきである」との話があり、遺言を残すことの大切さを感じることができました。



その他、今年4月から始まった『相続土地国庫帰属制度』や、令和6年4月から始まる『相続登記の義務化』についての話がありました。

第2部 「成年後見と権利擁護 ～制度の概要と利用について～」

水戸地方法務局戸籍課 坂上 悦子 課長



『成年後見制度』には、判断能力が低下されてから利用できる『法定後見制度』と、判断能力に問題ないうちから備えておく『任意後見制度』の2つの利用方法などの制度概要の他、“本人の意思を尊重する”、“残存能力の活用”などが制度理念となっているとの話がありました。

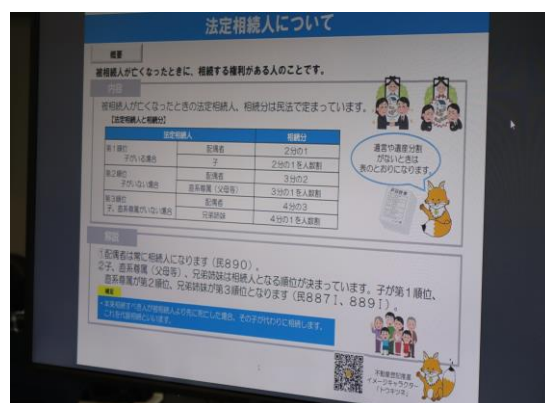
また、任意後見制度の利用については、任意後見契約だけでなく、判断能力が低下していないか定期的に見守る「見守り契約」や「財産管理契約」、死後の対応について取り決めておく「死後事務委任契約」をしておくことで、より安心して制度利用することができるとの話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。

会場内の様子



第1部、第2部と複数の方から質問があがり、関心の高さが伺えました



“成年後見サポーター”に協力いただきました！



○成年後見サポーター（市民後見人養成講座修了生）に参加者受付等、ご協力いただきました。